

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年10月19日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ・グローバル・オールスターズ
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2022年4月13日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

< 更新後 >

委託会社の概況(2022年8月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 投資方針

(2) 投資対象

< 更新後 >

日本、先進国、新興国の各株式、日本、米国、欧州、豪州、新興国の各債券、ハイ・イールド債、および世界のREITの10の資産について、各アセットクラスを実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

投資信託および投資法人の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ハ．金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)

2．次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める複数の投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

ファンドは、以下に示す投資信託証券を主要投資対象とします。

投資対象とする投資信託証券

実質的な主要投資対象	投資信託証券
日本株式	ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド
先進国株式	グローバル・エクイティ（除く日本）・マザーファンド
新興国株式	ノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド
日本債券	ノムラ日本債券オープン マザーファンド
米国債券	ノムラ - ブラックロック米国債券オープン マザーファンド
欧州債券	ノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンド
豪州債券	野村豪州債券ファンド マザーファンド
新興国債券	野村エマージング債券マザーファンド
ハイ・イールド債	野村米国好利回り社債投信 マザーファンド
世界REIT	ノムラ・ワールドREITマザーファンド

上記に記載した投資信託証券は、今後、定性・定量評価等を勘案して投資対象から除外される場合、あるいは、上記に記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

なお、以下は各投資信託証券の特色、投資制限、関係法人、委託会社の概要もしくは外部委託先の概要について、2022年10月19日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。

今後、投資信託証券の委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド

（ファンドの特色）

わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

わが国の株式への投資にあたっては、上場株式等の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（主な投資制限）

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（ファンドの関係法人）

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（委託会社の概要）

野村グループの資産運用会社で、日本の資産運用業界のリーディング・カンパニーです。日本最大級の調査体制を活用し、マクロからミクロまで一貫した調査を展開しています。また、豊富な情報力と長年の運用実績に基づく確固とした運用スタイルを構築しています。

グローバル・エクイティ（除く日本）・マザーファンド

(ファンドの特色)

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

株式への投資にあたっては、企業の財務状況および収益性、株式の流動性等の観点から、定量的に投資候補銘柄を選別します。

投資候補銘柄について、個別銘柄のファンダメンタルズ分析に基づき、国・地域や業種の分散を勘案したポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

GQG Partners LLC（GQG・パートナーズ・エルエルシー）に当ファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(主な投資制限)

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ファンドの関係法人)

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
外部委託先	GQG・パートナーズ・エルエルシー

(外部委託契約について)

委託する範囲	株式等の運用						
委託先名称	GQG Partners LLC (GQG・パートナーズ・エルエルシー)						
委託先所在地	米国 フロリダ州 フォートローダーデール						
委託に係る費用	<p>「グローバル・エクイティ（除く日本）・マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社報酬の中から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、次の率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>マザーファンドの平均純資産総額</th> <th>外部委託先報酬率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300億円以下の部分</td> <td>年0.50%</td> </tr> <tr> <td>300億円超の部分</td> <td>年0.45%</td> </tr> </tbody> </table>	マザーファンドの平均純資産総額	外部委託先報酬率	300億円以下の部分	年0.50%	300億円超の部分	年0.45%
マザーファンドの平均純資産総額	外部委託先報酬率						
300億円以下の部分	年0.50%						
300億円超の部分	年0.45%						

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

〔外部委託先の概要〕

2016年に設立した株式運用に特化した運用会社。米国フロリダ州のフォートローダーデールに本拠を構える。

独自に確立したアプローチでクオリティが高いと判断した企業に投資することを投資哲学としています。

ノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド

〔ファンドの特色〕

この投資信託は、新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行いません。

株式への投資にあたっては、複数のファクターを用いた定量評価モデル等により個別銘柄を評価し、売買コスト等を勘案した最適化を行ないポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー（Acadian Asset Management LLC）に当ファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〔主な投資制限〕

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純試算総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

〔ファンドの関係法人〕

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
外部委託先	アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー

(外部委託契約について)

委託する範囲	株式等の運用
委託先名称	Acadian Asset Management LLC (アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー)
委託先所在地	米国 マサチューセッツ州 ポストン市
委託に係る費用	「ノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社報酬の中から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、年0.60%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

(外部委託先の概要)

米国証券取引委員会（SEC）に登録した投資顧問会社であり、ポストンに本拠地を置く運用会社として1986年に設立されました。ロンドン、シンガポールおよびシドニーに100%子会社を有しており、グローバルおよび地域別の株式システムティックアクティブ運用戦略に特化しています。

ノムラ日本債券オープン マザーファンド

(ファンドの特色)

わが国の公社債を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

公社債への投資にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、公社債のセクター（種別・格付別等）配分、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。先物取引等も適宜活用します。

投資する公社債は、主として、NOMURA-BPI総合の構成銘柄および投資適格格付公社債（投資適格格付（BBB格相当以上。BBB-を含みます。）を有している公社債とし、格付のない場合には委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。以下同じ。）とします。なお、投資適格格付公社債以外の公社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、原則としてB格相当以上（B-を含みます。）の格付を有しているものに限り投資できるものとします。

ポートフォリオのデュレーションは、原則としてNOMURA-BPI総合のデュレーションの±20%程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(主な投資制限)

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ファンドの関係法人)

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

〔委託会社の概要〕

野村グループの資産運用会社で、日本の資産運用業界のリーディング・カンパニーです。日本最大級の調査体制を活用し、マクロからミクロまで一貫した調査を展開しています。また、豊富な情報力と長年の運用実績に基づく確固とした運用スタイルを構築しています。

ノムラ・ブラックロック米国債券オープン マザーファンド

〔ファンドの特色〕

米国ドル建の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

公社債への投資にあたっては、主として、()米国の国債（政府機関債を含む。以下同じ。）（以下「米回国債」といいます。）、()会社およびその他の発行体によって発行された債券（以下「社債」といいます。）および()下記に規定しているアセット・バック証券の、3つのセクターの証券に配分し、信用格付の高い証券を中心に投資することを基本とします。

ファンドは、米回国債、社債およびアセット・バック証券の、3つのセクターの証券を、バランス良く配分したポートフォリオを維持することを基本とします。ただし、その投資割合は、市況動向、市場環境および他の要因を勘案して、適宜、機動的に変更します。なお、市況動向等を勘案し、米回国債、社債またはアセット・バック証券のいずれかにその資産の100%を上限として投資する場合があります。

ファンドの投資戦略および意思決定プロセスにおいては、以下の点に主として重点をおきます。

- ()相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選択
- ()デュレーション管理
- ()個別銘柄およびポートフォリオのバリュエーションに関する厳密な定量分析
- ()徹底した信用分析

米回国債への投資に関しては、主として、米国の政府および政府機関によって発行または、元本および利息の支払いが保証されている債券に投資します。

社債投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とし、投資機会の獲得と投資リスクの最小化を行なうためにクレジット調査・分析を含む専門的投資技術・知識を活用することを基本とします。

アセット・バック証券とは、主として米国ドル建のモーゲージ・バック証券（「MBS」）、コマーシャル・モーゲージ・バック証券（「CMBS」）、（狭義の）アセット・バック証券（「ABS」）およびこれらに類似した証券などを総称していいます。アセット・バック証券への投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とします。アセット・バック証券のセクター配分および個別銘柄の選択にあたっては、各セクターや個別銘柄のリターンおよびリスク特性の分析に基づき行なうことを基本とし、適宜機動的に変更します。

ファンド全体のデュレーションは、通常、米国債券の市場指標のデュレーションを中心としてその±20%の変動幅の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

投資する証券は、主として、投資適格格付（BBB-、Baa3ないしは同等の格付、もしくはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとし、ただし、信託財産の純資産総額の10%を限度として原則としてB格相当以上（B-、B3ないしは同等の格付、もしくはそれ以上の格付が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるもの）の投資適格格付未達の証券へ投資できるものとし、

投資する外貨建資産は、主として米国ドル建の公社債等とし、米国ドル建以外の外貨建資産の投資割合は信託財産の純資産総額の原則として10%以内とします。外貨建資産のうち、米国ドル建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。米国ドル建以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行なうことができます。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（BlackRock Financial Management, Inc.）に、当ファンドの海外の公社債等（短期金融商品を含む）の運用の指図に関する権限を委託します。資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〔主な投資制限〕

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（ファンドの関係法人）

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
外部委託先	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

（外部委託契約について）

委託する範囲	海外の公社債等（含む短期金融商品）の運用
委託先名称	BlackRock Financial Management, Inc. （ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク）
委託先所在地	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市
委託に係る費用	「ノムラ・ブラックロック米国債券オープン マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社報酬の中から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額（月末純資産総額の平均値）に、年0.13%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

（外部委託先の概要）

1988年の設立以来、一貫して「運用とリスク・マネジメントの一体化」を重視しています。グローバルな資産運用、リスク・マネジメントおよびリスク・アドバイザー・サービスを、機関投資家・個人投資家に提供しています。

ノムラ・インサイト欧州債券 マザーファンド

（ファンドの特色）

汎欧州通貨建ての公社債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

公社債への投資にあたっては、投資環境分析および定量分析等に基づき、国別配分、セクター配分および銘柄選択を行ない、ポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

投資する公社債は、原則として、投資時点において、投資適格格付（BBB格相当以上の格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。ただし、BBB - 相当未満B - 相当以上の格付を有する公社債（同等の信用度を有すると判断される公社債を含みます。）については、取得時において信託財産の純資産総額の10%を限度として投資することができます。なお、C格相当以下の格付が付与されている公社債には投資しません。

通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド（Insight Investment Management (Global) Limited）に当ファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（主な投資制限）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りま

す。）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%

以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないま

せん。
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（ファンドの関係法人）

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
外部委託先	インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド

（外部委託契約について）

委託する範囲	海外の公社債等（含む金融商品等）の運用	
委託先名称	Insight Investment Management (Global) Limited （インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド）	
委託先所在地	英国 ロンドン市	
委託に係る費用	「ノムラ・インサイト欧州債券 マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社報酬の中から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に、次の率を乗じて得た額とします。	
	マザーファンドの平均純資産総額	外部委託先報酬率
	1,000億円以下の部分	年0.20%
	1,000億円超の部分	年0.17%

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

（外部委託先の概要）

英国において規模の大きい運用会社のひとつです。豊富な情報力と経験を持つ債券運用チームが、実績に裏打ちされた投資プロセスに従って運用を行ないます。

野村豪州債券ファンド マザーファンド

（ファンドの特色）

オーストラリアドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

投資する公社債は、投資時点において、BBB - 相当以上の格付（投資適格格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。

モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等に投資を行なう場合があります。

公社債への投資にあたっては、マクロ経済・投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケットリス

ク分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析に基づき、デュレーション、イー
ルドカーブ戦略、セクター配分（種別・格付別等の配分）、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更
し、収益の獲得を目指します。

ファンド全体のデュレーションは、通常、豪州債券の市場全体のデュレーションを中心として±1.5年程
度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が
必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内
とします。オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、当該資産について、原則
としてオーストラリアドルに為替ヘッジを行ないません。

外貨建資産については、原則として、対円で為替ヘッジを行ないません。

ファースト・センチア・インベスターズ（オーストラリア）アイエム・エルティエーディーに当ファンド
の海外の公社債等（含む短期金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（主な投資制限）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換お
よび新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式
への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%
以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超
えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないま
せん。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポ
ージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれ
ぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該
比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（ファンドの関係法人）

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
外部委託先	ファースト・センチア・インベスターズ（オーストラリア）アイエム・エル ティエーディー

（外部委託契約について）

委託する範囲	海外の公社債等（含む短期金融商品）の運用
委託先名称	FIRST SENTIER INVESTORS (AUSTRALIA) IM LTD （ファースト・センチア・インベスターズ（オーストラリア）アイエム・エルティ エーディー）
委託先所在地	オーストラリア連邦 ニュー・サウス・ウェールズ州 シドニー市
委託に係る費用	「野村豪州債券ファンド マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社報酬の中 から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額（月末純資産総額の平 均値）に、年0.20%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

〈外部委託先の概要〉

- ・ファースト・センティア・インベスターズ（オーストラリア）アイエム・エルティエディー（以下「ファースト・センティア・インベスターズ社」といいます。）は、シドニーに本拠を置くオーストラリア屈指のグローバル資産運用会社です。三菱UFJ信託銀行の100%子会社で、ファースト・センティア・インベスターズ・グループに属します。グループはグローバルに運用・調査の拠点を有します。
- ・グループが持つ広範囲の市場情報、マクロの経済情報および調査レポート等を活用し、ファースト・センティア・インベスターズ社はグローバルな資産運用を行なっています。
- ・ファースト・センティア・インベスターズ社の運用受託資産は、株式、債券、短期金融商品、不動産投資信託、インフラ関連ファンドなど多岐にわたります。

野村エマージング債券マザーファンド

〈ファンドの特色〉

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（以下「新興国債券」といいます。）を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

投資する債券の格付については制限を設けません。

新興国債券への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やセクター・国別のパリュエーション分析、テクニカル分析に基づき、国別配分、個別銘柄選定等を決定し、ポートフォリオの構築を行ないます。

投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

- ・単一国の発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします（OECD加盟国の国債、政府機関債、国際機関債等を除く。）。
- ・企業が発行する債券への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ・新興国の現地通貨建資産への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の40%以内とします。

通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

ファンド全体のデュレーションは、新興国債券の市場全体のデュレーションを中心として±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

Wellington Management Company LLP（ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー）に当ファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〈主な投資制限〉

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよ

びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ファンドの関係法人)

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
外部委託先	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(外部委託契約について)

委託する範囲	海外の公社債等（含む金融商品）の運用							
委託先名称	Wellington Management Company LLP （ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー）							
委託先所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン市							
委託に係る費用	<p>「野村エマージング債券マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社報酬の中から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に、次の率を乗じて得た額とします。</p> <table> <thead> <tr> <th>マザーファンドの平均純資産総額</th> <th>外部委託先報酬率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円以下の部分</td> <td>年0.45%</td> </tr> <tr> <td>500億円超の部分</td> <td>年0.40%</td> </tr> </tbody> </table>		マザーファンドの平均純資産総額	外部委託先報酬率	500億円以下の部分	年0.45%	500億円超の部分	年0.40%
マザーファンドの平均純資産総額	外部委託先報酬率							
500億円以下の部分	年0.45%							
500億円超の部分	年0.40%							

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

(外部委託先の概要)

1928年に創立された、米国で最も歴史のある大手独立系運用会社のひとつです。40ヶ国以上にわたる機関投資家顧客ならびにミューチャル・ファンド・スポンサー向けに、米国、米国外、ならびにグローバルの株式、債券、リアル・アセット、通貨、アクティブ資産配分のポートフォリオを運用しています。

野村米国好利回り社債投信 マザーファンド

(ファンドの特色)

主として米国ドル建のハイ・イールド・ボンドに投資し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターン追求を目指し、積極的な運用を行ないません。ディストレス債券やデフォルト債券などを含め幅広い低格付証券に投資を行ないません。投資対象には、米国以外の企業の発行する債券等が含まれます。なお、LPS（リミテッド・パートナーシップ）の発行する債務証券または債務証券、転換社債型新株予約権付社債、優先証券またはこれに類する証券、コーポレート・ローン、新株予約権などの権利が付与された債券、債務証券の保有に関連して発行される株式などへ投資を行なう場合があります。

投資する事業債は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行ないません。

ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.（ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク）に当ファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（主な投資制限）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものと並び社債権者割当等より取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（ファンドの関係法人）

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
外部委託先	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント・インク

（外部委託契約について）

委託する範囲	海外の公社債等（含む金融商品）の運用
委託先名称	NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. （ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント・インク）
委託先所在地	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市
委託に係る費用	「野村米国好利回り社債投信 マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社報酬の中から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、年0.60%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

（外部委託先の概要）

1991年設立の、低格付の債券資産運用に特化した運用会社です。重い債務負担（荷車）を引きながら坂道を上る（着実な業績をあげる）ことのできる『強い馬』（企業）をボトムアップ・リサーチにより発掘する投資手法に定評があります。

ノムラ・ワールドREITマザーファンド

（ファンドの特色）

世界各国（新興国を含みます。）の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とし、配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。なお、株式および上場投資信託証券（ETF）にも投資する場合があります。

世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

世界各国のマクロ経済見通し等に基づくトップダウンアプローチと個別銘柄の調査に基づくボトムアップアプローチを組み合わせ、各銘柄からのキャッシュフローの成長性などの分析を行ない、割安性に着目

して投資対象銘柄を選定し、流動性、市況動向、リスク分散なども考慮してポートフォリオを構築することを基本とします。

株式への投資にあたっては、REITが転換したもまたはその性質がREITに類するもの、あるいは不動産事業に関連するビジネスを行なっている企業の株式に限るものとします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

Cohen & Steers Capital Management, Inc.（コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク）に当ファンドのREIT、株式および上場投資信託証券（ETF）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（主な投資制限）

投資信託証券（上場投資信託証券（ETF）およびREITを除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの直接利用は行ないません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（ファンドの関係法人）

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
外部委託先	コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

（外部委託契約について）

委託する範囲	世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（REIT）、株式および上場投資信託証券（ETF）の運用
委託先名称	Cohen & Steers Capital Management, Inc. （コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク）
委託先所在地	米国ニューヨーク州ニューヨーク市
委託に係る費用	「ノムラ・ワールドREITマザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社報酬の中から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、年0.45%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

（外部委託先の概要）

1986年に不動産証券に特化した米国最初の運用会社として設立され、現在はインフラ株やハイブリッド証券などの運用も行うグローバルな運用会社です。世界中のお客様に専門性の高い運用サービスを提供しています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

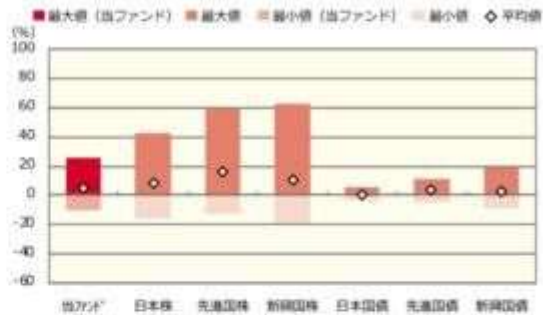
3 投資リスク

< 更新後 >



投資リスク

■ リスクの定量的比較（2017年9月末～2022年8月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移**ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較**

	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	25.5	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値 (%)	10.2	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 3.5	△ 4.5	△ 9.4
平均値 (%)	5.1	8.3	16.2	9.9	0.1	3.5	2.5

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年9月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2017年9月から2022年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2017年9月から2022年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 振替又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。両指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、両指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。両指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあります。また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての勧誘、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする種類の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものでもありません。指数スポンサーはプロダクトについての原理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JP Morgan は JP Morgan Chase Bank, NA、JPPI、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 手数料等及び税金

（3）信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.595%（税抜年1.45%）以内(2022年10月19日現在 年1.595%（税抜年1.45%）)の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、その配分についてはファンドの純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

<ファンドの純資産総額>	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
3,000億円以下の部分	年0.85%	年0.55%	年0.05%
3,000億円超の部分	年0.86%	年0.55%	年0.04%

*上記配分は、2022年10月19日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

*ファンドが投資対象とする投資信託証券については、2022年10月19日現在、信託報酬は収受しておりませんので、ファンドにおける実質的な信託報酬も上記と同じです。また、ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。

支払先の役務の内容

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(5) 課税上の取扱い

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに

限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益 分配金 	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡益 ・ 譲渡損 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益 分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

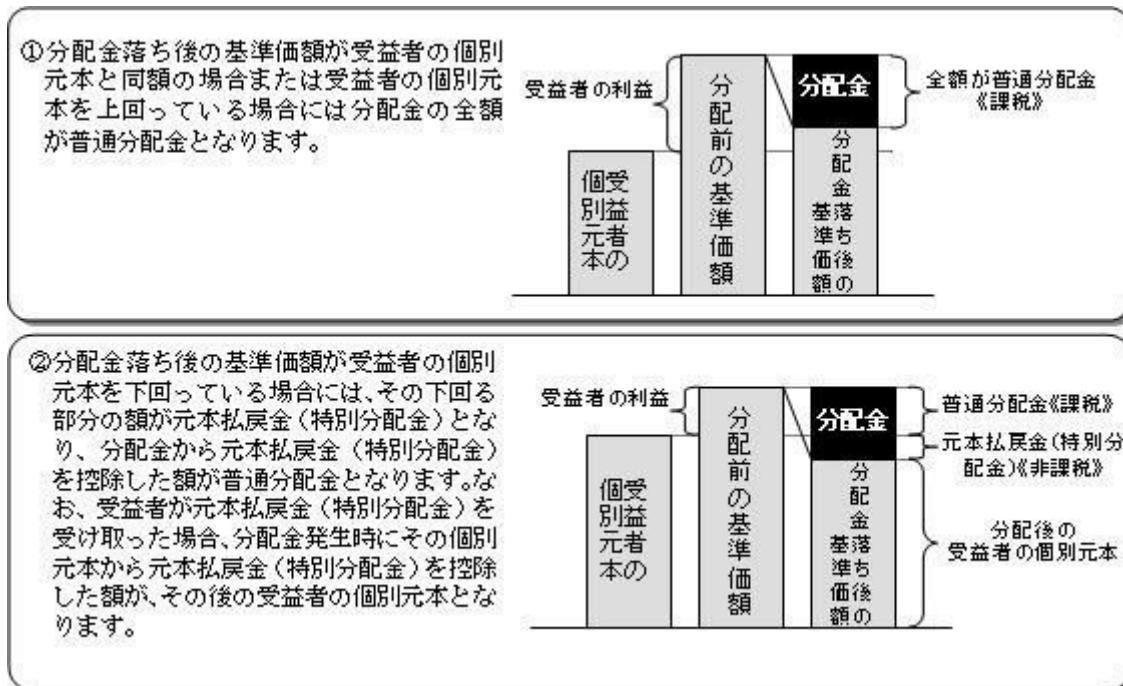
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受

益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2022年8月末現在）が変更になる場合があります。

5 運用状況

以下は2022年8月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	20,947,203,007	99.78
現金・預金・その他資産(負債控除後)		44,326,382	0.21
合計(純資産総額)		20,991,529,389	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
----	------	----	-----	----	---------	---------	---------	---------	---------

1	日本	親投資信託 受益証券	野村米国好利回り社債投信 マ ザーファンド	670,522,244	3.2566	2,183,622,739	3.4398	2,306,462,414	10.98
2	日本	親投資信託 受益証券	ノムラ・ブラックロック米国債券 オープン マザーファンド	828,608,109	2.6051	2,158,606,984	2.6089	2,161,755,695	10.29
3	日本	親投資信託 受益証券	グローバル・エクイティ（除く日 本）・マザーファンド	316,477,511	6.7867	2,147,837,923	6.8067	2,154,167,474	10.26
4	日本	親投資信託 受益証券	ノムラ・ワールドREITマザー ファンド	1,130,982,881	1.8820	2,128,509,782	1.9011	2,150,111,555	10.24
5	日本	親投資信託 受益証券	野村エマージング債券マザーファ ンド	759,825,228	2.6615	2,022,274,844	2.7819	2,113,757,801	10.06
6	日本	親投資信託 受益証券	ノムラ・アカディアン新興国株 ファンド マザーファンド	616,280,848	3.3305	2,052,523,364	3.4204	2,107,927,012	10.04
7	日本	親投資信託 受益証券	野村豪州債券ファンド マザー ファンド	714,994,127	2.8856	2,063,187,052	2.8791	2,058,539,591	9.80
8	日本	親投資信託 受益証券	ノムラ・ジャパン・オープン マ ザーファンド	838,383,918	2.3533	1,972,968,874	2.4467	2,051,273,932	9.77
9	日本	親投資信託 受益証券	ノムラ日本債券オープン マザー ファンド	1,376,627,339	1.4230	1,958,940,703	1.4307	1,969,540,733	9.38
10	日本	親投資信託 受益証券	ノムラ・インサイト欧州債券 マ ザーファンド	1,199,914,698	1.6181	1,941,602,489	1.5615	1,873,666,800	8.92

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.78
合計	99.78

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

2022年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第12特定期間	(2013年 1月21日)	55,320	55,579	0.8568	0.8608
第13特定期間	(2013年 7月22日)	49,994	50,205	0.9461	0.9501
第14特定期間	(2014年 1月20日)	42,686	42,858	0.9911	0.9951
第15特定期間	(2014年 7月22日)	39,617	39,772	1.0183	1.0223
第16特定期間	(2015年 1月20日)	38,327	38,463	1.1288	1.1328
第17特定期間	(2015年 7月21日)	35,470	35,592	1.1686	1.1726
第18特定期間	(2016年 1月20日)	28,504	28,616	1.0167	1.0207
第19特定期間	(2016年 7月20日)	27,520	27,628	1.0216	1.0256

第20特定期間	(2017年 1月20日)	27,458	27,560	1.0773	1.0813
第21特定期間	(2017年 7月20日)	26,558	26,654	1.1139	1.1179
第22特定期間	(2018年 1月22日)	25,922	26,012	1.1541	1.1581
第23特定期間	(2018年 7月20日)	24,284	24,371	1.1136	1.1176
第24特定期間	(2019年 1月21日)	22,087	22,172	1.0433	1.0473
第25特定期間	(2019年 7月22日)	22,054	22,136	1.0777	1.0817
第26特定期間	(2020年 1月20日)	22,622	22,702	1.1342	1.1382
第27特定期間	(2020年 7月20日)	20,022	20,098	1.0516	1.0556
第28特定期間	(2021年 1月20日)	20,415	20,488	1.1159	1.1199
第29特定期間	(2021年 7月20日)	20,864	20,935	1.1823	1.1863
第30特定期間	(2022年 1月20日)	20,917	20,987	1.1988	1.2028
第31特定期間	(2022年 7月20日)	20,696	20,765	1.2055	1.2095
	2021年 8月末日	21,203		1.2019	
	9月末日	21,059		1.1968	
	10月末日	21,558		1.2292	
	11月末日	21,036		1.2007	
	12月末日	21,451		1.2287	
	2022年 1月末日	20,751		1.1900	
	2月末日	20,382		1.1708	
	3月末日	21,320		1.2290	
	4月末日	21,210		1.2266	
	5月末日	20,970		1.2149	
	6月末日	20,657		1.2015	
	7月末日	20,750		1.2075	
	8月末日	20,991		1.2217	

分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金
第12特定期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	0.0120円
第13特定期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	0.0120円
第14特定期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	0.0120円
第15特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	0.0120円
第16特定期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	0.0120円
第17特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	0.0120円
第18特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	0.0120円
第19特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	0.0120円
第20特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	0.0120円
第21特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	0.0120円
第22特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.0120円
第23特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	0.0120円

第24特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	0.0120円
第25特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	0.0120円
第26特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	0.0120円
第27特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	0.0120円
第28特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	0.0120円
第29特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	0.0120円
第30特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	0.0120円
第31特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	0.0120円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

収益率の推移

	計算期間	収益率
第12特定期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	21.0%
第13特定期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	11.8%
第14特定期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	6.0%
第15特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	4.0%
第16特定期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	12.0%
第17特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	4.6%
第18特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	12.0%
第19特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	1.7%
第20特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	6.6%
第21特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	4.5%
第22特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	4.7%
第23特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	2.5%
第24特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	5.2%
第25特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	4.4%
第26特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	6.4%
第27特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	6.2%
第28特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	7.3%
第29特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	7.0%
第30特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	2.4%
第31特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	1.6%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出してあります。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第12特定期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	398,183,635	8,394,194,476	64,570,576,981

第13特定期間	2013年 1月22日 ~ 2013年 7月22日	305,075,141	12,034,250,272	52,841,401,850
第14特定期間	2013年 7月23日 ~ 2014年 1月20日	264,000,311	10,034,444,426	43,070,957,735
第15特定期間	2014年 1月21日 ~ 2014年 7月22日	194,945,725	4,359,939,046	38,905,964,414
第16特定期間	2014年 7月23日 ~ 2015年 1月20日	174,546,675	5,126,987,728	33,953,523,361
第17特定期間	2015年 1月21日 ~ 2015年 7月21日	163,947,919	3,765,144,026	30,352,327,254
第18特定期間	2015年 7月22日 ~ 2016年 1月20日	135,168,963	2,451,440,579	28,036,055,638
第19特定期間	2016年 1月21日 ~ 2016年 7月20日	150,284,704	1,248,913,410	26,937,426,932
第20特定期間	2016年 7月21日 ~ 2017年 1月20日	133,906,449	1,582,829,743	25,488,503,638
第21特定期間	2017年 1月21日 ~ 2017年 7月20日	125,483,898	1,771,642,088	23,842,345,448
第22特定期間	2017年 7月21日 ~ 2018年 1月22日	137,036,667	1,518,139,658	22,461,242,457
第23特定期間	2018年 1月23日 ~ 2018年 7月20日	99,149,693	754,215,018	21,806,177,132
第24特定期間	2018年 7月21日 ~ 2019年 1月21日	108,834,300	744,586,196	21,170,425,236
第25特定期間	2019年 1月22日 ~ 2019年 7月22日	97,456,059	802,805,078	20,465,076,217
第26特定期間	2019年 7月23日 ~ 2020年 1月20日	358,928,422	877,645,947	19,946,358,692
第27特定期間	2020年 1月21日 ~ 2020年 7月20日	183,641,432	1,089,294,108	19,040,706,016
第28特定期間	2020年 7月21日 ~ 2021年 1月20日	102,177,794	847,010,332	18,295,873,478
第29特定期間	2021年 1月21日 ~ 2021年 7月20日	175,116,501	823,419,905	17,647,570,074
第30特定期間	2021年 7月21日 ~ 2022年 1月20日	233,484,678	431,805,944	17,449,248,808
第31特定期間	2022年 1月21日 ~ 2022年 7月20日	137,997,133	418,246,851	17,168,999,090

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

< 更新後 >



運用実績（2022年8月31日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2022年7月	40 円
2022年5月	40 円
2022年3月	40 円
2022年1月	40 円
2021年11月	40 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	3,810 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率

順位	銘柄	投資比率(%)
1	野村米国好利回り社債投信 マザーファンド	11.0
2	ノムラ・ブラックロック米国債券オープン マザーファンド	10.3
3	グローバル・エクイティ（除く日本）・マザーファンド	10.3
4	ノムラ・ワールドREITマザーファンド	10.2
5	野村エマーシング債券マザーファンド	10.1
6	ノムラ・アカティアン新興国株ファンド マザーファンド	10.0
7	野村豪州債券ファンド マザーファンド	9.8
8	ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド	9.8
9	ノムラ日本債券オープン マザーファンド	9.4
10	ノムラ・インサイト欧州債券 マザーファンド	8.9

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2022年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

ノムラ・グローバル・オールスターズ

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2022年1月21日から2022年7月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	前期 (2022年 1月20日現在)	当期 (2022年 7月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	114,633,781	85,510,795
親投資信託受益証券	20,797,495,016	20,615,074,754
未収入金	130,000,000	130,000,000
流動資産合計	21,042,128,797	20,830,585,549
資産合計	21,042,128,797	20,830,585,549
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	69,796,995	68,675,996
未払解約金	10,467	9,906,076
未払受託者報酬	1,890,244	1,898,035
未払委託者報酬	52,926,753	53,144,971
未払利息	72	35
その他未払費用	113,394	113,859
流動負債合計	124,737,925	133,738,972
負債合計	124,737,925	133,738,972
純資産の部		
元本等		
元本	17,449,248,808	17,168,999,090
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3,468,142,064	3,527,847,487
(分配準備積立金)	4,002,442,580	3,935,736,782
元本等合計	20,917,390,872	20,696,846,577
純資産合計	20,917,390,872	20,696,846,577
負債純資産合計	21,042,128,797	20,830,585,549

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	前期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	当期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	674,518,915	487,579,738
営業収益合計	674,518,915	487,579,738

	前期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	当期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日
営業費用		
支払利息	13,964	6,558
受託者報酬	5,894,520	5,668,144
委託者報酬	165,046,573	158,708,008
その他費用	353,615	340,031
営業費用合計	171,308,672	164,722,741
営業利益又は営業損失()	503,210,243	322,856,997
経常利益又は経常損失()	503,210,243	322,856,997
当期純利益又は当期純損失()	503,210,243	322,856,997
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	7,348,550	4,533,508
期首剰余金又は期首欠損金()	3,217,404,985	3,468,142,064
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,257,856	26,469,847
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	48,257,856	26,469,847
剰余金減少額又は欠損金増加額	83,194,769	77,993,176
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	83,194,769	77,993,176
分配金	210,187,701	207,094,737
期末剰余金又は期末欠損金()	3,468,142,064	3,527,847,487

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2022年 1月21日から2022年 7月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2022年 1月20日現在	当期 2022年 7月20日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 17,449,248,808口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 17,168,999,090口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1988円 (10,000口当たり純資産額) (11,988円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2055円 (10,000口当たり純資産額) (12,055円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	当期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日																																																																																																
<p>1.運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>グローバル・エクイティ（除く日本）・マザーファンド 支払金額 118,630,631 円</p> <p>ノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド 支払金額 64,223,380 円</p> <p>ノムラ - ブラックロック米国債券オープン マザーファンド 支払金額 4,168,634 円</p> <p>ノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンド 支払金額 9,161,262 円</p> <p>野村豪州債券ファンド マザーファンド 支払金額 16,556,349 円</p> <p>野村エマージング債券マザーファンド 支払金額 20,959,815 円</p> <p>野村米国好利回り社債投信 マザーファンド 支払金額 38,438,264 円</p> <p>ノムラ・ワールドREITマザーファンド 支払金額 18,170,616 円</p> <p>2.分配金の計算過程</p> <p>2021年 7月21日から2021年 9月21日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>71,393,611円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>118,221,905円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>422,303,342円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>3,389,632,989円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>4,001,551,847円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>17,595,172,132口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>2,274円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>70,380,688円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2021年 9月22日から2021年11月22日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>88,848,656円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>572,834,875円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>438,655,269円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>3,472,533,818円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>4,572,872,618円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	71,393,611円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	118,221,905円	収益調整金額	C	422,303,342円	分配準備積立金額	D	3,389,632,989円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,001,551,847円	当ファンドの期末残存口数	F	17,595,172,132口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,274円	10,000口当たり分配金額	H	40円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	70,380,688円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	88,848,656円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	572,834,875円	収益調整金額	C	438,655,269円	分配準備積立金額	D	3,472,533,818円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,572,872,618円	<p>1.運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>グローバル・エクイティ（除く日本）・マザーファンド 支払金額 105,481,168 円</p> <p>ノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド 支払金額 54,023,194 円</p> <p>ノムラ - ブラックロック米国債券オープン マザーファンド 支払金額 4,037,872 円</p> <p>ノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンド 支払金額 7,913,593 円</p> <p>野村豪州債券ファンド マザーファンド 支払金額 15,159,614 円</p> <p>野村エマージング債券マザーファンド 支払金額 17,126,641 円</p> <p>野村米国好利回り社債投信 マザーファンド 支払金額 36,722,006 円</p> <p>ノムラ・ワールドREITマザーファンド 支払金額 16,394,054 円</p> <p>2.分配金の計算過程</p> <p>2022年 1月21日から2022年 3月22日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>38,376,456円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>457,012,482円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>3,971,240,425円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>4,466,629,363円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>17,348,270,089口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>2,574円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>69,393,080円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2022年 3月23日から2022年 5月20日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>67,365,500円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>461,694,529円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>3,912,729,018円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>4,441,789,047円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	38,376,456円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	457,012,482円	分配準備積立金額	D	3,971,240,425円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,466,629,363円	当ファンドの期末残存口数	F	17,348,270,089口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,574円	10,000口当たり分配金額	H	40円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	69,393,080円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	67,365,500円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	461,694,529円	分配準備積立金額	D	3,912,729,018円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,441,789,047円
項目																																																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	71,393,611円																																																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	118,221,905円																																																																																															
収益調整金額	C	422,303,342円																																																																																															
分配準備積立金額	D	3,389,632,989円																																																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,001,551,847円																																																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	17,595,172,132口																																																																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,274円																																																																																															
10,000口当たり分配金額	H	40円																																																																																															
収益分配金金額	I=F × H/10,000	70,380,688円																																																																																															
項目																																																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	88,848,656円																																																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	572,834,875円																																																																																															
収益調整金額	C	438,655,269円																																																																																															
分配準備積立金額	D	3,472,533,818円																																																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,572,872,618円																																																																																															
項目																																																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	38,376,456円																																																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																																																															
収益調整金額	C	457,012,482円																																																																																															
分配準備積立金額	D	3,971,240,425円																																																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,466,629,363円																																																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	17,348,270,089口																																																																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,574円																																																																																															
10,000口当たり分配金額	H	40円																																																																																															
収益分配金金額	I=F × H/10,000	69,393,080円																																																																																															
項目																																																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	67,365,500円																																																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																																																															
収益調整金額	C	461,694,529円																																																																																															
分配準備積立金額	D	3,912,729,018円																																																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,441,789,047円																																																																																															

当ファンドの期末残存口数	F	17,502,504,654口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,612円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	70,010,018円

2021年11月23日から2022年 1月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,666,227円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	451,070,830円
分配準備積立金額	D	4,038,573,348円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,523,310,405円
当ファンドの期末残存口数	F	17,449,248,808口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,592円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	69,796,995円

当ファンドの期末残存口数	F	17,256,415,407口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,573円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	69,025,661円

2022年 5月21日から2022年 7月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	128,355,017円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	475,240,574円
分配準備積立金額	D	3,876,057,761円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,479,653,352円
当ファンドの期末残存口数	F	17,168,999,090口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,609円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	68,675,996円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	当期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>

<p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	同左
---	----

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2022年 1月20日現在	当期 2022年 7月20日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	当期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	当期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日
期首元本額 17,647,570,074円	期首元本額 17,449,248,808円

期中追加設定元本額	233,484,678円	期中追加設定元本額	137,997,133円
期中一部解約元本額	431,805,944円	期中一部解約元本額	418,246,851円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	当期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	303,974,481	576,836,740
合計	303,974,481	576,836,740

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年7月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年7月20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド	838,383,918	1,972,968,874	
		ノムラ・ブラックロック米国債券オープン マザーファンド	828,608,109	2,158,606,984	
		ノムラ日本債券オープン マザーファンド	1,376,627,339	1,958,940,703	
		野村豪州債券ファンド マザーファンド	714,994,127	2,063,187,052	
		野村米国好利回り社債投信 マザーファンド	670,522,244	2,183,622,739	
		ノムラ・ワールドREITマザーファンド	1,130,982,881	2,128,509,782	
		野村エマージング債券マザーファンド	759,825,228	2,022,274,844	
		ノムラ・インサイト欧州債券 マザーファンド	1,190,289,441	1,926,602,489	
		グローバル・エクイティ（除く日本）・マザーファンド	316,477,511	2,147,837,923	

		ノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド	616,280,848	2,052,523,364	
	小計	銘柄数：10 組入時価比率：99.6%	8,442,991,646	20,615,074,754	100.0%
	合計			20,615,074,754	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

2022年8月31日現在

資産総額	21,033,630,174円
負債総額	42,100,785円
純資産総額(-)	20,991,529,389円
発行済口数	17,182,254,196口
1口当たり純資産額(/)	1.2217円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

< 更新後 >

(1) 資本金の額

2022年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 事業の内容及び営業の概況

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2022年7月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,014	39,047,860
単体型株式投資信託	195	741,370
追加型公社債投資信託	14	6,377,672
単体型公社債投資信託	501	1,364,812
合計	1,724	47,531,713

3 委託会社等の経理状況

< 更新後 >

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		4,281	2,006
金銭の信託		35,912	35,894
有価証券		30,400	29,300
前払金		-	11
前払費用		167	454
未収入金		632	694
未収委託者報酬		24,499	27,176
未収運用受託報酬		4,347	4,002
短期貸付金		-	1,835
その他		268	57
貸倒引当金		14	15
流動資産計		100,496	101,417
固定資産			
有形固定資産		2,666	1,744
建物	2	1,935	1,219

器具備品	2	731		525	
無形固定資産			5,429		5,210
ソフトウェア		5,428		5,209	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,487		16,067
投資有価証券		1,767		2,201	
関係会社株式		9,942		9,214	
長期差入保証金		330		443	
長期前払費用		15		13	
前払年金費用		1,301		1,297	
繰延税金資産		3,008		2,784	
その他		122		112	
固定資産計			24,583		23,023
資産合計			125,080		124,440

区分	注記 番号	前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			123		120
未払金			16,948		17,615
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		8		17	
未払手数料		7,256		8,357	
関係会社未払金		8,671		8,149	
その他未払金		1,011		1,089	
未払費用	1		9,171		9,512
未払法人税等			2,113		1,319
前受収益			22		22
賞与引当金			3,795		4,416
その他			-		121
流動負債計			32,175		33,127
固定負債					
退職給付引当金			3,299		3,194
時効後支払損引当金			580		588
資産除去債務			1,371		1,123
固定負債計			5,250		4,905
負債合計			37,425		38,033
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			87,596		86,232
資本剰余金			17,180		17,180
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,686		55,322
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		56,001		54,637	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		31,395		30,030	

評価・換算差額等		57	174
その他有価証券評価差額金		57	174
純資産合計		87,654	86,407
負債・純資産合計		125,080	124,440

(2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		106,355	115,733
運用受託報酬		16,583	17,671
その他営業収益		428	530
営業収益計		123,367	133,935
営業費用			
支払手数料		34,739	39,087
広告宣伝費		1,005	804
公告費		0	0
調査費		24,506	26,650
調査費		5,532	4,867
委託調査費		18,974	21,783
委託計算費		1,358	1,384
営業雑経費		4,149	3,094
通信費		73	72
印刷費		976	918
協会費		88	79
諸経費		3,011	2,023
営業費用計		65,760	71,021
一般管理費			
給料		10,985	12,033
役員報酬		147	229
給料・手当		7,156	7,375
賞与		3,682	4,427
交際費		35	47
旅費交通費		64	65
租税公課		1,121	1,049
不動産賃借料		1,147	1,432
退職給付費用		1,267	1,212
固定資産減価償却費		2,700	2,525
諸経費		10,739	11,190
一般管理費計		28,063	29,556
営業利益		29,542	33,357

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,540		3,530	
受取利息		0		10	
金銭の信託運用益		1,698		-	
その他		447		1,268	
営業外収益計			6,687		4,809
営業外費用					
金銭の信託運用損		-		1,387	
時効後支払損引当金繰入額		13		12	
為替差損		26		23	
その他		32		266	
営業外費用計			72		1,689
経常利益			36,157		36,477
特別利益					
投資有価証券等売却益		71		26	
株式報酬受入益		48		53	
固定資産売却益		-		9	
資産除去債務履行差額		-		141	
移転補償金		2,077		-	
特別利益計			2,197		230
特別損失					
投資有価証券等売却損		-		0	
投資有価証券等評価損		36		-	
関係会社株式評価損		582		727	
固定資産除却損	2	105		374	
資産除去債務履行差額		-		0	
事務所移転費用		406		54	
特別損失計			1,129		1,158
税引前当期純利益			37,225		35,549
法人税、住民税及び事業税			11,239		10,474
法人税等調整額			290		171
当期純利益			26,276		24,904

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		株主 資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金 別途 積立金	繰越 利益	

							剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当期変動額									
剰余金の配当							23,950	23,950	23,950
当期純利益							26,276	26,276	26,276
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,326	2,326	2,326
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10	10	85,281
当期変動額			
剰余金の配当			23,950
当期純利益			26,276
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	46	46	46
当期変動額合計	46	46	2,372
当期末残高	57	57	87,654

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							26,268	26,268	26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,364	1,364	1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	116	116	116
当期変動額合計	116	116	1,247
当期末残高	174	174	86,407

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年

6. 引当金の計上基準

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

8. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

9. 連結納税制度の適用	<p>連結納税制度を適用しております。</p> <p>なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p>
--------------	--

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識に関する注記」については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2021年3月31日)	当事業年度末 (2022年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,256百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 346百万円 器具備品 643 合計 990	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589百万円 器具備品 618 合計 1,207

損益計算書関係

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,334百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525百万円
2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 2 ソフトウェア 102 ア 合計 105	2. 固定資産除却損 建物 346百万円 器具備品 28 ソフトウェア - ア 合計 374

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

金融商品関係

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとん

どないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,281	4,281	-
(2)金銭の信託	35,912	35,912	-
(3)未収委託者報酬	24,499	24,499	-
(4)未収運用受託報酬	4,347	4,347	-
(5)有価証券及び投資有価証券	30,400	30,400	-
その他有価証券	30,400	30,400	-
資産計	99,441	99,441	-
(6)未払金	16,948	16,948	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	8	8	-
未払手数料	7,256	7,256	-
関係会社未払金	8,671	8,671	-
その他未払金	1,011	1,011	-
(7)未払費用	9,171	9,171	-
(8)未払法人税等	2,113	2,113	-
負債計	28,233	28,233	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引

先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	4,281	-	-	-
金銭の信託	35,912	-	-	-
未収委託者報酬	24,499	-	-	-
未収運用受託報酬	4,347	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	30,400	-	-	-
合計	99,441	-	-	-

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的と

して、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注) 1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）1.2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

（ ）1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において727百万円減損処理を行っております。

（注）3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）（ ）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（ ）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,835
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2021年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 譲渡性預金	30,400	30,400	-
小計	30,400	30,400	-
合計	30,400	30,400	-

非上場株式（貸借対照表計上額312百万円）及び投資事業有限責任組合への出資金（貸借対照表計上額1,455百万円）は、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．売買目的有価証券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2022年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

市場価格のない株式等（貸借対照表計上額315百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,886百万円）は、記載してありません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	121	121

退職給付関係

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,761 百万円
勤務費用	1,016
利息費用	139
数理計算上の差異の発生額	893
退職給付の支払額	781
その他	28
退職給付債務の期末残高	23,270
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	17,413 百万円
期待運用収益	409
数理計算上の差異の発生額	1,328
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	626
年金資産の期末残高	19,349
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	19,959 百万円
年金資産	19,349
	610
非積立型制度の退職給付債務	3,311
未積立退職給付債務	3,921
未認識数理計算上の差異	2,074
未認識過去勤務費用	151
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998
退職給付引当金	3,299
前払年金費用	1,301
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	1,016 百万円
利息費用	139
期待運用収益	409
数理計算上の差異の費用処理額	469
過去勤務費用の費用処理額	34
確定給付制度に係る退職給付費用	1,182
(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	52%
株式	30%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.8%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	1,521
退職給付の支払額	904
その他	14
退職給付債務の期末残高	21,967

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	672
年金資産の期末残高	19,687

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	19,687
	879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	45
確定給付制度に係る退職給付費用	959
(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%
長期期待運用収益率の設定方法	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	
(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%
3. 確定拠出制度	
当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。	

税効果会計関係

前事業年度末 (2021年3月31日)	当事業年度末 (2022年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,176	賞与引当金	1,381
退職給付引当金	1,022	退職給付引当金	990
関係会社株式評価減	784	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	430	未払事業税	285
投資有価証券評価減	428	投資有価証券評価減	110
減価償却超過額	223	減価償却超過額	272
時効後支払損引当金	179	時効後支払損引当金	182
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	135	ゴルフ会員権評価減	92
資産除去債務	425	資産除去債務	348
未払社会保険料	95	未払社会保険料	114
その他	358	その他	84
繰延税金資産小計	5,410	繰延税金資産小計	5,376
評価性引当額	1,530	評価性引当額	1,795
繰延税金資産合計	3,879	繰延税金資産合計	3,581
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	361	資産除去債務に対応する除去費用	233
関係会社株式評価益	80	関係会社株式評価益	81
その他有価証券評価差額金	25	その他有価証券評価差額金	78
前払年金費用	403	前払年金費用	402
繰延税金負債合計	871	繰延税金負債合計	796
繰延税金資産の純額	3,008	繰延税金資産の純額	2,784
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.5%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.9%
タックスヘイブン税制	1.9%	タックスヘイブン税制	1.8%
外国税額控除	0.5%	外国税額控除	0.5%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%
その他	0.3%	その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自	2020年4月 1日 至 2021年3月31日	自	2021年4月 1日 至 2022年3月31日
期首残高		-		1,371
有形固定資産の取得に伴う増加		1,371		48
資産除去債務の履行による減少		-		296
期末残高		1,371		1,123

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

委託者報酬	115,670百万円
運用受託報酬	16,675百万円
成功報酬（注）	1,058百万円
その他営業収益	530百万円
合計	133,935百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)

親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	26,722	未払手数料	5,690
							コマーシャル・ペーパーの償還(*2)	20,000	有価証券	-
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息の受取	9	未収利息	4

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	29,119	未払手数料	6,013

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
（*1）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1株当たり純資産額	17,018円01銭	1株当たり純資産額	16,775円81銭
1株当たり当期純利益	5,101円61銭	1株当たり当期純利益	4,835円10銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	26,276百万円	損益計算書上の当期純利益	24,904百万円
普通株式に係る当期純利益	26,276百万円	普通株式に係る当期純利益	24,904百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 更新後 >

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2022年7月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
楽天証券株式会社	17,495百万円	

* 2022年7月末現在

独立監査人の監査報告書

2022年9月27日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野明史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・グローバル・オールスターズの2022年1月21日から2022年7月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・グローバル・オールスターズの2022年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津村 健二郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。